

## 電波適正利用推進員の応募資格、活動内容、規律、報酬

## 1 応募資格

電波適正利用推進員（以下「推進員」という。）は、次に掲げる要件を満たしているものであること。

- (1) 平成29年4月1日時点で20歳以上70歳以下であること。
- (2) 無線通信に関する一定の知識又は経験を有すること。  
（例えば、無線従事者資格保有者、無線通信関連企業に勤める者、理科教員等）
- (3) 北陸総合通信局が行う電波の適正な利用に係る活動に深い理解と関心を持ち、この制度に積極的に協力する熱意と見識を有する者と認められること。
- (4) 活動区域（北陸3県）に在住し、地域の事情に精通していること。
- (5) 推進員の活動を適正に行えると認められること。
- (6) 推進員の地位及び活動を政治的目的又は自己の利益に利用するおそれのないこと。
- (7) 現職の総務省職員又は警察官、海上保安官等の司法警察職員でないこと。
- (8) 公職選挙法第3条に規定する公職にある者及びその立候補でないこと。

## 2 活動内容

- (1) 電波の適正な利用等の電波に関する知識についての周知啓発のうち、地域のイベント会場や電波教室等における活動により、電波法令の不知や錯誤による不法・違法電波の未然防止のための情報提供に関すること。
- (2) 混信その他の無線局の運用を障害する事象及び電波の安全性に関し、相談を受け、相談窓口の紹介をする等の助言を行うこと。
- (3) その他電波の適正な利用について北陸総合通信局長に対し必要な協力をする事。

## 3 規律

- (1) 活動に当たっての規律
  - ア 推進員は、その活動上知ることのできた秘密を第三者に漏らしてはならない。その者が推進員でなくなった後も、同様とする。
  - イ 推進員は、その地位及び活動を政治的目的又は自己の利益及び委嘱外の活動に利用してはならない。
  - ウ 推進員は、その地位を乱用してはならない。
- (2) 解嘱  
推進員は、次の場合には解嘱されることがある。
  - ア 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
  - イ 活動を著しく怠ったとき。
  - ウ (1)に規定する規律又は電波法若しくは同法に基づく命令に違反したとき。
  - エ 推進員たるにふさわしくない非行があったとき。
  - オ 不正な手段により推進員の地位を得たとき。

## 4 報酬

- (1) 無報酬とする。
- (2) 予算の範囲内において、その活動のために要する費用を支給する。